

黒塗りじゃわかりません！ 何も隠さず全開示を！！

第1回口頭弁論 2016年8月5日(金) 13時40分～

803号法廷(東京地裁8階)に集まろう！

【経緯】

2014年に55日間の措置入院になったAさん(40代)は、事実をありのまま知るために、個人情報保護条例に基づいて自身のカルテ(患者診療録)を開示請求しました。その結果、東京都は一部非開示決定を行いました。

非開示になった部分は「医師等の病院職員氏名」と、「現病歴(本人弁を除く)」でした。警察官とAさんが病院へ行った時、Aさんの家族も同行していたので、非開示となった情報は、医師が家族から聞き取った事柄と思われる。

東京都は、非開示の理由を「開示を前提として患者診療録を作成しなければならないこととなると、今後、家族等第三者からの聴取が困難になるおそれや、医師が萎縮して記載内容を簡略化、消極化するなどのおそれがあり、診断及び治療に関する業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」と説明します。

これは予断と偏見に基づいた推論に他なりません。第三者の恣意的、作為的な説明が一方的に信頼されること、それによって身体を拘束されることは、あまりにも不当です。非開示のままでは事実関係を確認することさえできません。

Aさんは、当然異議を申立ましたが、東京都個人情報保護審査会は東京都の決定を妥当として、申立は棄却されました。

【背景】

Aさんは子どもの頃から家族による精神的、身体的な虐待を受けてきました。Aさんが家庭内の嘘や問題を明らかにしようとするたびに、家族は精神科医と結託して精神疾患に結び付け、本人に内緒で薬をジュースに

混ぜる、関係者と口裏を合わせて騙す、事実を黙らせるなどの対応を続けました。

措置入院の少し前には、家族は A さんについて「治安を乱さないように、しかるべき対応を講じるべきだというアドバイスを医師から受けている」ということを親戚へ話していました。措置入院はその延長上にあると思われます。事実関係の確認は、A さんの生活に欠かせない重要な事柄であり、権利です。

A さんは、措置入院決定後、54 日間入院した民間の病院に対しても診療録の開示請求を行い、そこでは医師等の職員名を含むすべてが開示されています。その診療録や、普段通院している病院の診断書も証拠として提出しました。また、開示に同意する旨の、家族の同意書も提出し「かようなおそれはない」と主張して、2016年6月、一部非開示決定の取消しを求めて提訴しました。

これまでの間、東京都は条例を繰り返し述べるだけで、なぜ一部非開示なのかの説明をしていません。合理的な理由がないまま、安易かつ差別的に開示を拒むことは許されません。みなさまの関心が大きな力になります。ぜひ支援の傍聴をお願いいたします。

第1回口頭弁論

2016年8月5日(金) 13:40～

東京地方裁判所 803号法廷

~~~~~ Aさんからみなさんへ メッセージ ~~~~~

私の身に起きた出来事は、そもそも、当初から現在に至るまで、家族や他人(医療者等を含む)と私の中で起きた問題です。関係者の都合等で、事実を歪め、本来あるべき問題の解決から遠ざけ、そのことで苦しんで身動きが取れない状態像だけを切り取り、診断名をつけて投薬ないし拘禁することまで、現在でも医学とされたり、当然の医療とされたりしています。福祉サービスやピアなど、医療と隣接する領域も、結局は、おおむねそうした考え方を前提とするものです。今までどこで何をやっても、人間的で本来的な解決の道を歪められ、何もかもが、ますますややこしくこじれるばかりでした。本当に余りにもでたらめすぎます。こんなでたらめが、いつまでまかり通るのでしょうか？世の中はいつまで是認し続けるのでしょうか？30年前、自ら精神科を受診してしまっ以来、医療の名の下、あまりにも歪められた渦中におかれ続け、私はその歪みの圧力に対して持ち堪えるのが精いっぱい、生きた心地がしたことはありません。その渦中から、本当の意味の脱出をしようと私は思っています。どうかご支援をよろしくお願いいたします。

発行 DPI 障害者権利擁護センター

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-11-8 武蔵野ビル5階

電話 03-5282-3137、FAX 03-5282-0017

e-mail kenriyogo@dpi-japan.org

お問い合わせ 担当:西田(ニシダ)